

Dell APEX 契約

最終更新日：2023年5月11日

Dell APEX 契約（以下「**本契約**」といいます）は、同意者が自ら所属する会社（以下「**お客様**」といいます）を代表して、デル・テクノロジー（以下「**Dell**」といいます）に注文し、Dell がお客様に請求書を発行する、デル・テクノロジーの「**APEX**」ブランドのサービス（以下「**APEX サービス**」といいます）および見積書にて特定される他の関連するデル・テクノロジーサービス（以下「**関連サービス**」といいます）に適用されます。（直筆署名、電子署名または Click to Accept により）Dell の見積書に同意した際に、**(a) お客様は本契約に法的に拘束されることに同意し、(b) 同意者はご自身がお客様を代理して本契約に同意する権限を有していることを Dell に表明したことになります。**本契約の「**発効日**」は、お客様が本契約を参照する見積書に合意した日、またはお客様が APEX サービスもしくは関連サービスまたはその両方を最初に利用した日のうち、いずれか早く到来する日とします。

パート A：共通条件

1. 定義：

「**関係会社**」とは、(a) お客様に関しては、直接または間接的にお客様を支配する、またはお客様によって所有もしくは支配される、またはお客様と共通の所有下もしくは支配下にある他の組織のことをいい、(b) Dell に関しては、Dell Inc.および Dell Inc.が完全に所有または支配する子会社のことをいいます。「**支配**」とは、議決権または持分の過半数を有していることをいいます。

「**APEX システム**」とは、APEX サービスを運用するために使用される Dell ブランドの IT ハードウェア（以下「**本機器**」といいます）もしくはソフトウェア（マイクロコード、ファームウェア、オペレーティング システム、およびアプリケーションを含みます）（以下「**本ソフトウェア**」といいます）またはその両方のことをいいます。APEX サービスへの言及には、APEX システムへの言及も含まれます。

「**コロケーション サイト**」とは、（該当する場合に）第三者のサイトのことをいいます。

「**お客様のコンテンツ**」とは、データ（すべてのテキスト ファイル、音声ファイル、動画ファイル、画像ファイルを含みますがそれらに限られません）、ソフトウェア（マシン イメージを含みます）、およびその他の情報のことをいいます。

「**お客様のコンテンツ**」とは、お客様またはお客様のエンド ユーザーが APEX サービス上で保管、使用または使用可能にするコンテンツのことをいいます。お客様のコンテンツに、お客様の APEX サービスの使用に関連する、および提供サービス説明書に定められるシステムデータは含まれません。

「**エンド ユーザー**」とは、お客様が APEX サービスを利用してサービスを提供する可能性があるお客様の顧客またはその他の第三者のことをいいます。

「**注文**」とは、お客様による APEX サービスおよび関連サービスの注文のうち、Dell が確認したもののことをいいます。注文の確定については、パート A 第 4.1 条 B（注文の確定）で説明します。

「**見積書**」とは、APEX サービスおよび関連サービスに関する Dell の書面による見積書またはオンライン見積書のことをいいます。見積書には、「**APEX サブスクリプション見積書**」または **APEX サブスクリプション見積書**への修正も含まれます。

「**サービスレベル アグリーメント**」または「**サービスレベル目標**」とは、APEX サービスの性能に関する、Dell のその時点で最新の水準のことをいいます。該当する場合、提供サービス説明書にこれらは記載されます。

「**提供サービス説明書**」とは、お客様が注文した APEX サービスの内容を記載した Dell の文書の、その時点での最新版のことをいいます。

「**サイト**」とは、APEX システムが設置またはインストールされている場所のことをいいます。サイトはお客様の施設またはコロケーション サイトのいずれかになるものとします。お客様はサイトに関する必要な情報を Dell に提供するものとします。

「**サブスクリプション期間**」とは、お客様の注文に定める各 APEX サービスの利用期間および当該期間の延長後の期間のことをいいます。最初のサブスクリプション期間は、注文書もしくは提供サービス説明書またはその両方に明記されているとおりに開始します。

「**第三者請求**」とは、(a) お客様のコンテンツまたはサードパーティー製品、(b) お客様またはお客様のエンド ユーザーによる、本契約に違反した APEX サービスの利用、(c) APEX サービスを Dell 製ではない製品または Dell 以外のコンテンツ（お客様のコンテンツもしくはサードパーティー製品またはその両方を含みます）と組み合わせること、または (d) お客様、またはお客様のエンド ユーザーによる、Dell、Dell の関係会社または第三者の知的財産権の侵害または不正流用に起因または関連して生じた第三者による申し立て、請求、法的措置、要求、または訴訟のことをいいます。

「**サードパーティー製品**」とは、Dell ブランドではないハードウェア、ソフトウェア、製品、およびサービスのことをいいます。サードパーティー製品は、APEX サービスに組み込まれたコンポーネントのことではありません。

2. **APEX サービス：**

2.1 **適用範囲：**本契約は、お客様が見積書に合意した日に、お客様が注文した APEX サービスおよび関連サービスに適用されます。APEX サブスクリプション見積書への修正を含む、他の APEX サービスおよび他の関連サービスを注文した場合、当該注文には、Dell からの新たな見積書または APEX サブスクリプション見積書への修正により、お客様によって合意された本契約を適用するものとします。

2.2 **サイトのオプションおよび要件：**

A. **Dell のコロケーション サイト：**Dell が提供するコロケーション サイト オプション（利用可能な場合）をお客様が注文した場合、(a) Dell は適切なデータセンター環境において APEX システムをホスティングするための手配に対する責任を負い、(b) 本契約のパート A 第 4.5 条（出荷）、パート A 第 4.6 条（APEX システムの所有権）、パート A 第 4.7 条（倒産時の権利）、パート A 第 4.8 条（危険負担、保険）、パート A 第 6.3 条 A (b)（総則）およびパート A 第 6.3 条 B（追加の回収権）、パート A 第 7.2 条（サイトへのアクセス）、およびパート A 第 7.5 条（交換パーツ）の条項を適用しないものとします。

B. **Dell 以外が提供するコロケーション サイト：**Dell 以外が提供するコロケーション サイトにお客様が APEX システムを設置した場合、お客様は、パート A 第 7.2 条（サイトへのアクセス）で要求している水準で Dell が当該サイトに立ち入ることを確実にする責任を負うものとします。お客様は、Dell 以外が提供するコロケーション サイトにお客様が APEX システムを設置したことを原因として生じたあらゆる紛争、請求、および論争（契約、不法行為（過失を含みます）またはその他のいずれかを根拠とするかは問いません）について、Dell を免責することに同意します。

C. **賃貸人の許諾：**Dell が要求した場合、お客様は、APEX システムに対する Dell の所有権、ならびに APEX サービスおよび本契約に関連して Dell が有する APEX システムへのアクセス権を確認するための賃貸人許諾書にお客様のコロケーションサイトの賃貸人が署名するよう手配するものとします。

2.3 **提供サービス説明書：**APEX サービスの範囲および詳細（Dell に注文した場合のコロケーション サイト オプションを含みます）は、提供サービス説明書に記載されます。

2.4 **APEX サービスおよび関連サービスの利用および所有権：**お客様は、(a) サブスクリプション期間中のみにおいて、(b) お客様の社内業務（提供サービス説明書で許可されている場合に、お客様のエンド ユーザーへのサービスの提供が含まれる場合があります）のためにのみ、(c) 本契約に従うことを条件として、APEX サービスにアクセスし、これを利用することができます。Dell がお客様に使用許諾した本ソフトウェアが APEX サービスに含まれている場合、お客様は、(i) お客様による APEX サービスの利用に関連して、かつ本契約が定めるとおり、(ii) サブスクリプション期間中のみにおいて、(iii) Dell の[エンドユーザーライセンス契約](#)（以下「**EULA**」といいます）に従うことを条件として、当該本ソフトウェアを使用するものとします。お客様による、(1) APEX サービスの利用の再販および賃貸、ならびに (2) Dell の APEX サービス事業と競合することを意図した、またはかかる競合を目的とした、販売物のサポートにおける APEX サービスの利用は禁じられています。APEX サービスで発生した問題の原因がお客様のコンテンツまたはお客様による APEX サービスの利用であると Dell が判断した場合、お客様は当該問題を特定および解決するために Dell に協力することに同意します。お客様は、APEX サービスおよび関連サービス、ならびに APEX サービスおよび関連サービスを改善、改良、修正したものおよび APEX サービスおよび関連サービスの二次的著作物のすべてに関するあらゆる権利、権原、および権益、ならびにこれらすべてに関する知的財産権を Dell が所有することに同意します。APEX サービスを利用するお客様の権利は、本契約の書面に具体的に記載された権利に限定されます。お客様は、お客様が APEX サービスまたは関連サービスに関するその他の黙示的な権利を一切有していないことに同意します。Dell は、本契約においてお客様に付与していないすべての権利を留保します。

3. 修正 :

3.1 **総則** : Dell は APEX サービスを随時修正する場合があります。修正には、お客様がその時点で最新の提供サービス説明書に従うことを条件として利用できる APEX サービスへの新機能オプションの追加や、APEX システムのコンポーネントの変更が含まれる場合があります。Dell は、修正に関する情報（効力発生日を含みます）を、電子メールで、または APEX コンソール、リリースノート、もしくは文書を通じて、またはお客様の Dell 営業担当者を通して、または APEX サービスにより直接、お客様に提供する場合があります。ただし、修正が単なる改良ではない場合やサイトへの立ち入りまたはアクセスが必要な場合には、APEX コンソールまたは電子メールで、お客様に対しかかる通知を行うものとします。修正日以降にお客様が引き続き APEX サービスを利用した場合、お客様は修正後の APEX サービスおよび提供サービス説明書への関連するすべての変更を承諾したものとみなされます。

3.2 **重要な修正** :

A. **解約オプション** : Dell が APEX サービスの重要な機能を削除する場合、または APEX サービスの機能を大幅に削減する場合、お客様は、Dell の修正通知日から 30 日以内に Dell に通知することで、APEX サービスの注文を解約する権利を有します。お客様が注文の解約を選択した場合、かかる解約は (a) Dell がお客様から解約通知を受領した日、または (b) 通知受領日より後の、お客様が解約通知内で指定した日（ただし、この日付は Dell がお客様からの解約通知を受領した日から 90 日以内でなければなりません）に、その効力が生じます。

B. **返金を受ける権利** : お客様は、解約日までに生じたあらゆる料金の支払いに対する責任を引き続き負います。Dell は、パート A 第 3.2 条 A（重要な修正）に基づいてお客様が解約した結果、その後提供することがなくなった APEX サービスまたは関連サービスの対価として事前に支払われた料金をすみやかに返金するものとします。お客様は、Dell からの返金を受領した場合、他の救済措置を求める権利を失います。

4. APEX システムの注文、支払い、出荷、所有権、および保険

4.1 **注文** :

A. **注文プロセス** : お客様は、Dell に APEX サービスおよび関連サービスの見積書を請求することができます。見積価格は、見積書の有効期限まで有効ですが、材料または資源の不足、製造コストの上昇、またはその他の要因により変更される場合があります。お客様は、（直筆署名、電子署名または Click to Accept により）Dell の見積書に同意し、Dell の見積書を参照する購入注文書を発行することにより、見積書の対象となる APEX サービスおよび関連サービスを注文するものとします。お客様の注文は、パート A 第 4.1 条 B（注文の確定）に定める Dell の確認、Dell の信用承認、および在庫状況に応じて扱われ、Dell のみが取り消しできるものとします。Dell は、見積書の価格、誤字、その他の誤りについて責任を負わず、そのような誤りの影響を受けた注文を取り消すことができます。

B. **注文の確定** : Dell はお客様の注文を確認します。注文は、(a) Dell の書面による確認、または (b) 提供サービス説明書に定める別段の確認のうち、いずれか早い時点において確定します。かかる注文の処理および APEX サービスの提供のために Dell が必要とするすべての情報をお客様が提供するまで、Dell は APEX サービスおよび関連サービスを提供する義務を負いません。本契約に別段の定めがある場合を除き、すべての注文は返金不可能かつ取消不可能です。

C. **利用料の支払い** : お客様は、お客様が生じたすべての APEX サービスおよび関連サービスの利用料を支払う必要があります。利用料は、確定済みの金額、ならびに追加料金（お客様が注文または有効化したアドオン機能に対する利用料を含みます）、および APEX サービスの実際の利用状況に基づく利用量で構成される場合があります。お客様は、APEX サービスおよび関連サービスを注文する際に、すべての利用料を支払う方法を明確にする必要があります。

D. **追加利用料** : Dell は、注文により生じる追加利用料をお客様に直接請求することができます。お客様は、Dell がお客様から対応する購入注文書を受領していない場合であっても、Dell がお客様に利用料を請求することに同意します。

4.2 **支払条件** : お客様は請求日から 30 日以内に、注文において合意した通貨建てで、すべての利用料を支払うものとします。支払遅延に対する利息は、支払期日より後の期間について、月利 1.5%または法律で認められている最高利率のうち、いずれか低い方の利率で生じるものとします。お客様が本契約の下で支払うべき対価を支払わない場合、Dell は APEX サービスおよび関連サービスを一時停止することができます。

4.3 税金：APEX サービスおよび関連サービスについて請求する利用料に、お客様の注文から生じた税金（付加価値税、売上税、使用税、およびこれらと同等の税金を含みます）、行政機関に支払う手数料、課徴金、および関税（Dell の収益および従業員に課される税金は除きます）は一切含まれていません。Dell が税金を回収および納付する義務を負っている場合、Dell は、お客様に発行する請求書に個別の品目として当該税金の額を追加するものとします。お客様は、APEX サービスおよび関連サービスの利用料に加えて、Dell に税金を支払うことに同意します。お客様が免税対象である場合、お客様は有効な免税証明書またはその他の免税に関する適切な証明書をすみやかに提供するものとします。お客様が源泉徴収を義務付けられている場合、お客様は（a）源泉徴収を行う意思、ならびに現地の税法および関連する租税条約に基づいた該当する源泉徴収税率を 10 日の期間を定めて Dell に通知し、（b）お客様が該当する税務当局に源泉徴収税を納付した日から 60 日以内に、かかる納付の十分な証拠（例：正式な源泉徴収税受領書）を Dell に提出するものとします。

4.4 請求書の誤り：お客様が請求書に重大な誤りを発見した場合、お客様は当該請求書受領日から 10 日以内に Dell に書面で通知するものとします。Dell およびお客様が訂正することに書面で合意したあらゆる金額は、（a）Dell による訂正済み請求書の請求日から 14 日後、または（b）元の支払期日のうち、いずれか遅く到来する日までに支払うものとします。請求書が不正確であることを理由としてお客様が支払いを保留したものの、当該金額が正確であることを Dell が確認した場合、お客様は争いがあった金額の未払い分について、請求書の支払期日から Dell が支払いを受領するまでの期間に対する利息を支払うものとします。このプロセスが完了した後に Dell が正しいと判断した請求金額について、お客様は相殺、支払延期、および控除をすることができません。

4.5 出荷：Dell は、APEX サービスの一部として含まれている APEX システムがある場合、当該 APEX システムをサイトに出荷するものとします。APEX システムの出荷および納入に関する条件およびプロセスは、適用される提供サービス説明書に記載されるものとします。

4.6 APEX システムの所有権：APEX システム（すべての交換済みパーツを含みます）におけるすべての権利、権原、および権益は Dell が所有しており、サブスクリプション期間の終了時に APEX システムを（交換済みの本機器またはパーツについては、交換後すみやかに）Dell に返却するものとします。APEX システムは Dell の所有物として識別するものとし、お客様は、Dell または販売店が APEX システムに付した銘板、ラベル、その他の表示を除去、隠匿、および変更しないものとします。APEX システムは、お客様の融資元の抵当権および担保権の対象にはなりません。さらに、お客様は APEX システムをローンの担保および何らかの負債に対する担保に供することができません。お客様の融資元もしくは債権者またはその他の第三者が APEX システムの所有権を主張した場合、または APEX システムの所有を求めた場合、お客様は Dell に直ちに書面で通知するものとします。

4.7 倒産時の権利：本契約が Dell がお客様にサービスを提供するための契約以外のものであると判断された場合、お客様は APEX システム（およびそのすべての収益）に設定された第一抵当権を Dell に付与し、Dell は APEX システムおよびそのすべての収益に設定された第一担保権および第一抵当権を保持します。お客様は、Dell が、お客様のサイトにある APEX システムの所有者が Dell であることを第三者および融資元に通知するために、お客様の会社設立地またはその他の該当する拠点を管轄する行政機関またはその他の機関に対し、かかる所有権の保護を求める文書を提出する場合がありますことに同意します。

4.8 危険負担、保険：お客様は、お客様のサイトに設置されている間に生じた APEX システムのあらゆる破損に対する責任を負います。お客様は、APEX システムに対して、（a）お客様による APEX システムの利用に起因して生じた第三者に対するあらゆる賠償責任、（b）保険の補償対象となるあらゆるリスクにより生じた APEX システムの紛失および破損に対する交換費用全額、および（c）善良なる管理者が合理的に保険を付与するその他のリスクのすべてを補償対象とする、信用ある保険会社の保険に加入する（または加入させる）ものとします。上記の（a）および（b）に関しては、Dell を追加被保険者および保険金受取人として指定するものとします。Dell が要求した場合に、お客様は、かかる条件を満たした保険が有効であることを示す証拠を Dell に提供するものとします。お客様は、あらゆる保険金請求についてただちに Dell に通知しなければならず、事前に Dell から書面による同意を得ずに、いかなる保険金請求も解決しないことに同意します。

5. 一時停止

5.1 総則：Dell は、（a）お客様が本契約への重大な違反（支払期日に請求金額の支払いを行っていない場合を含みます）を犯しており、Dell が通知してから 10 日以内にかかる違反を是正しなかった場合、または（b）お客様が Dell の[利用規程](#)（サブスクリプション期間中に Dell が更新したものを含みます）（以下「**AUP**」といいます）に違反した場合に、現行の注文の対象であるすべての APEX サービスおよび関連サービスを一時停止することができます。なお、（b）の場合はただちに一時停止することができます。Dell は、法律で認められている場合に、お客様による APEX サービスおよび関連サービスの利用を一時停止する前にお客様に通知するものとします。ただし、通知することで APEX サービス、APEX サービスの他のユーザー、または人もしくは財産に危害が及ぶ危険性があると Dell が合理的に判断

した場合はこの限りではなく、実行可能な限りすみやかに、または許可された後すみやかに Dell はお客様に通知するものとします。Dell は、一時停止の原因となった問題が解決されたことに同意した後、すみやかに APEX サービスおよび関連サービスの提供を再開するものとします。

5.2 一時停止措置の効果：お客様は、一時停止前および一時停止中に発生した、該当するすべての料金を支払うものとします。お客様は、一時停止期間中に、該当するサービス レベル アグリーメントまたはサービス レベル目標に基づいてサービス クレジットの付与を受ける権利を有しないものとします。

5.3 一時停止を理由とする終了：Dell がパート A 第 5.1 条 (b) (一時停止 - 総則) に基づいて APEX サービスおよび関連サービスを一時停止する権利を有している場合、Dell は、(a) AUP への違反が生じた場合には、お客様に書面で通知した後ただちに、または (b) パート A 第 6.2 条 (c) (契約解除) に定めるとおり、APEX サービスおよび関連サービスを終了する権利も有しています。ただし (b) の場合、30 日の是正期間は、パート A 第 5.1 条 (a) (一時停止措置、総則) に基づいて Dell が最初に通知した日から開始するものとみなします。

6. 契約期間および契約解除：

6.1 契約期間：本契約は、発効日に開始し、本条に従って解除されるまで継続します。

6.2 契約解除：お客様は、本契約で認められている理由がある場合に限り、本契約 (すべての注文を含みます) を解除することができます。いずれの当事者も (a) 相手方当事者が支払不能に陥った場合、支払停止になった場合、または債権者のために譲渡を行った場合、(b) 相手方当事者が被信託人、管財人、もしくはこれらに類似する機関の管理下に置かれた場合、または破産手続きもしくは支払不能手続きの対象になった場合、または (c) 相手方当事者が本契約への重大な違反を犯し、非違反当事者が書面で通知してから 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合に、正当な理由で本契約 (すべての注文を含みます) を解除することができます。

6.3 契約解除の効果：

A. 総則：APEX サービスおよび関連サービスが期間満了もしくは解除になった場合、または APEX サービスおよび関連サービスが何らかの理由で拒否された場合、お客様は、(a) APEX サービスおよび関連サービスの利用を停止し、(b) 提供サービス説明書に従って APEX システムを返却し、または (提供サービス説明書において Dell による APEX システムの回収義務が定められている場合に) APEX システムを回収するために、Dell がお客様のサイトにすみやかにアクセスまたは立ち入ることができるようにし、(c) お客様が保有しているまたはお客様の管理下にある Dell の機密情報 (適用法がお客様に保持義務を課している情報は除きます) を返却し、または Dell の要求に応じて破壊するものとします。Dell がお客様のコンテンツを削除する時期は、提供サービス説明書に記載するものとします。お客様は、本契約の解除日まですべてのお客様のコンテンツのコピーを必要に応じて取る責任を負います。

B. 他の回収権：お客様は、期間満了時または解除時 (理由は問いません) に、(a) Dell が APEX システムをお客様のサイトから回収する自己の権利を行使するために裁判所命令を求める場合があること、および (b) Dell がかかる権利行使措置に起因して生じた合理的な弁護士報酬をお客様から回収する権利を有することに同意します。

C. 返金：お客様は、(a) Dell が、パート A 第 8.1 条 (b) (APEX サービスの限定的保証) またはパート A 第 15.2 条 (2) (Dell による補償) に基づいて APEX サービスの提供を終了した場合、もしくは (b) お客様が、パート A 第 3.2 条 (重要な修正) または、適用のある場合は、パート A 第 6.2 条 (契約解除) またはパート A 第 16.4 条 (不可抗力) に基づいて APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方の利用を終了した場合、またはその両方の場合において、契約解除の結果として提供されることがなくなった分の APEX サービスおよび関連サービスの利用料のうち、お客様が Dell に前払いした額の返金を求める権利を有する可能性があります。その他の理由により APEX サービスもしくは関連サービス、もしくはその両方が終了した場合または拒否された場合、お客様に返金、クレジット獲得、および交換の権利は生じないものとします。お客様は、(i) お客様による重大な違反を理由として Dell が APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方の提供を終了した場合、もしくは Dell が APEX サービスの提供を一時停止した後に APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方の提供を終了した場合、または (ii) サブスクリプション期間が終了する前に、お客様が、事前に Dell から許可を得ずに、APEX システムを返却または引き渡した場合に、お客様は、サブスクリプション期間の残りの期間分について支払うべき APEX サービスおよび関連サービスのすべての利用料をすみやかに Dell に支払うものとします。

D. 存続条項：未払い料金の支払い、機密保持、および賠償責任に関連する規定、ならびに (Dell がお客様の「**個人データ**」(ADPA で定義) の処理を継続する限りにおいて) ADPA (パート A 第 11.2 条 (データ処理) で定義) に関連する規定、および解除

前に生じた措置を講じるあらゆる権利、ならびに明示的に、またはその性質および背景によって、本契約の解除後も存続することが意図されている本契約のその他の規定は、本契約の解除後も存続するものとします。

7. サポート サービス :

7.1 **総則** : APEX サービスには、提供サービス説明書に記載されているサポート サービスおよび保守サービス (**サポート サービス**) が含まれます。

7.2 **サイトへのアクセス** : Dell は、サポート サービスを提供するために、適時かつ提供サービス説明書に定めるとおり、または関連サービスについて見積書に定めるとおり、APEX システムにアクセスする権利を保持します。適時にサイトにアクセスする権利を Dell に付与されない場合、Dell のサポート サービスまたは関連サービスの提供義務は免責されるものとし、また、Dell は、自己の裁量により、APEX サービスの提供を一時停止することができます。

7.3 **変更** : お客様は、事前に Dell から書面による承諾を得ずに、APEX システムを別の場所に移動することができません。適用される提供サービス説明書において、お客様が (a) APEX システムの構成に変更を加えること、または (b) APEX システムのコンポーネントのリモート サポート機能を無効にすることが認められている場合、お客様はかかる行為を実施する前に Dell に通知するものとします。Dell はすべての要求を確認するものとし、自己の単独の裁量により、かかる要求を承諾または拒否することができます。この場合、追加料金が生じる可能性があります。

7.4 **お客様のコンテンツへのアクセス** : サポート サービスの提供時に、Dell は、お客様が Dell に権限を付与していない限り、APEX システムに保存されたお客様のコンテンツにアクセスせず、当該コンテンツを利用しないものとします。

7.5 **交換済みのパーツ** : お客様は、APEX システムの交換済みパーツを Dell に返却する前に、かかるパーツに保存されたすべてのお客様のコンテンツを削除する責任を負います。また、お客様は、お客様が削除しなかったお客様のコンテンツに対する賠償責任を Dell が一切負わないことに同意します。利用可能な場合、お客様は Dell からデータ削除サービスを購入することができます。

8. 保証 :

8.1 **APEX サービスの限定的保証** : Dell は、提供サービス説明書と本質的に適合した状態で APEX サービスを提供することを保証します。APEX サービスが本保証に適合しない場合、Dell の完全な賠償責任およびお客様の排他的な救済措置は (a) 適用されるサービス レベル アグリーメントおよびサービス レベル目標に定めるとおり、またはかかる定めがない場合には合理的な期間内に、かかる不適合を是正するために Dell が合理的な努力を尽くすものとする、(b) Dell が責任を負うべき事由による不適合を Dell が是正できない場合に、Dell が、APEX サービスの提供を終了することができ、終了した場合に、かかる終了の結果として提供されることがなくなった分の APEX サービス利用料のうち、前払いした額を Dell がお客様に返金することになります。お客様は、本保証の対象となる不適合の主張を書面ですみやかに Dell に通知するものとします。

8.2 **関連サービスの保証** : Dell は、一般に認められた業界基準に従って、標準的な技量で関連サービスを履行するものとします。お客様は、かかる履行ができない場合、かかる不具合が最初に発生した日から 10 日以内に Dell に通知する必要があります。この場合、Dell は、合理的な期間内にかかる不具合を修正するために合理的な努力を払うものとします。合理的な努力の後、Dell が責任を負う理由によりかかる不具合を修正できない場合、お客様は、Dell に書面で通知することにより、関連サービスに関連する注文の対象部分を終了させることができるものとします。Dell は、かかる終了の結果として提供されることがなくなった分の関連サービス利用料のうち、前払いした額をお客様に返金します。

8.3 **制限** : パート A 第 8 条 (保証) に定める保証は、トライアル サービスまたは無償で提供される APEX サービスには適用されず、(a) 事故、またはお客様もしくは第三者による過失、(b) APEX サービスとともに使用したサードパーティー製品またはその他のサードパーティー製の物品もしくはサービス、(c) Dell の指示および該当するドキュメンテーションに従わずに運用または利用したこと、(d) APEX サービスの設計において意図していない方法または目的での利用、(e) Dell 以外の者による修正、変更、または修理、または (f) Dell の管理が及ばないその他の原因に起因する問題は対象としていません。Dell が提供するコロケーション サイトに APEX システムが設置された場合を除き、Dell は、元の識別マークが変更または除去された APEX システムの構成要素によって生じた不適合、および設計時に意図していない環境に APEX システムが設置された場合に生じた不適合に対して一切の義務を負いません。APEX サービスは耐障害性を有する

ものではなく、フェイルセーフの動作を必要とする危険な環境での利用（APEX サービスの障害が死亡、人身傷害、または物理的もしくは財産的損害の発生原因となりうる利用を含みます）（以下総称して「**高リスク活動**」といいます）のために設計されておらず、かかる環境では利用してはなりません。Dell は、高リスク活動への適合性の明示または黙示の保証を、すべて明示的に否認します。

8.4 保証の否認：パート A 第 8 条（保証）に定める保証を除き、適用法が認めている最大限の範囲において、Dell は（a）他の明示的保証を行わず、（b）商品性、特定目的への適合性、権原および権利の非侵害を含む、すべての黙示的保証を否認し、（c）制定法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習によって生じるあらゆる保証を否認します。Dell は、APEX サービスの利用または関連サービスの履行において中断およびエラーが生じないことを保証しません。Dell は、インターネットおよび電子通信の使用に内在する遅延、中断、サービスの不具合、およびその他の問題、ならびに Dell 以外が提供するコロケーション サイトに関連する問題に対する責任を負いません。お客様は、お客様による APEX サービスについて、Dell による将来的な機能提供、公式発表や広告、ならびに製品のロードマップに依拠するものではないことに同意します。

9. APEX トライアル サービス：Dell は、特定の APEX サービスまたは APEX サービスの機能を無料で評価できる機会（以下「**トライアル サービス**」といいます）をお客様に提供することがあります。各トライアル サービスは Dell がお客様に最初にトライアル サービスへのアクセス権を提供した日に開始し、トライアル サービスの期間（以下「**トライアル期間**」といいます）は、注文時に表示されたとおりとします。お客様によるトライアル サービスの利用について、お客様は次の事項に同意します。

- (a) トライアル サービスの利用には該当する提供サービス説明書が適用されること。
- (b) お客様は、トライアル サービスと競合するオフリングとを比較した結果を、いかなる第三者にも開示してはならないこと。
- (c) パート A 第 9 条（APEX トライアル サービス）または本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の他の条項における「APEX サービス」としてトライアル サービスを解釈すること。

10. サードパーティー製オフリング：Dell は、オンライン マーケットプレイスを通じて、または Dell のその時点で最新のサードパーティー製品再販プログラム（例：「Extended Technologies Complete」、「Software & Peripherals (S&P)」）を利用して、APEX サービスとともに利用するためのサードパーティー製品を販売することがあります。これらの再販プログラムを通じて、お客様が Dell に注文したサードパーティー製品を「**サードパーティー製オフリング**」といいます。お客様は、利用可能な場合に、お客様の選択により、サードパーティー製オフリングを利用することができます。お客様がサードパーティー製オフリングの利用を選択した場合、お客様はかかるサードパーティー製オフリングに適用される条件を遵守する責任を負います。かかる責任には、サードパーティー製オフリングの提供者が別途課す利用料（Dell に対して支払うか、サードパーティーの提供者に直接支払うかは問いません）に対する責任が含まれます。お客様は、かかるサードパーティー製オフリングについて、サードパーティーである製造者またはサプライヤーが定めるライセンス、サービス、保証、補償、およびサポートに関する標準条件（または、お客様がサードパーティーである当該製造者またはサプライヤーと直接締結した該当する契約）を遵守することに同意します。Dell がサードパーティー製オフリングに関する請求書を発行した場合であっても、Dell は当該サードパーティー製オフリングに対するサポート サービスを提供しません。お客様は、サポートについて該当するサードパーティーに直接問い合わせるものとします。**サードパーティー製オフリングは「現状有姿 (AS IS)」で提供されます。当該サードパーティー製オフリングについて、Dell に対して保証、損害賠償、または補償を求める請求は明示的に排除します。**Dell は、サードパーティー製オフリングの提供およびホスティングをいつでも一時停止または終了することができ、かかる一時停止および終了は、パート A 第 3.2 条（重要な修正）における、APEX サービスへの重要な変更とはみなされないものとします。

11. データ保護：

11.1 セキュリティ対策：本データ保護条項に基づく Dell の義務を制限することなく、Dell は、[APEX 情報セキュリティ対策に関する付録](#)（以下「**AISMA**」といいます）に記載されている合理的かつ適切なセキュリティ対策（サブスクリプション期間中のすべての更新事項を含みます）を遵守して APEX サービスまたは該当する関連サービスを提供するものとします。AISMA および該当する提供サービス説明書では、APEX サービス内に存在するお客様のコンテンツに適用される管理的保護対策、物理的保護対策、技術的保護対策、およびその他の保護対策が定義されています。お客様は、お客様のコンテンツに対して、適切なセキュリティ対策を講じる責任を負います。かかるセキュリティ対策には、(a) お客様の従業員もしくはエンド ユーザーまたはその両者に提供するアクセス権を管理すること、(b) APEX サービスを適切に設定すること、(c) お客様のコンテンツの送信時や保管時にセキュリティを確保すること（例：暗号化）、および (d) パート A 第 14.2 条（防止および軽減）の要件に従って、お客様のコンテンツをバックアップすることが含まれます。お客様は、お客様のコンテンツおよびお客様が意図する APEX サービスの利用に適したセキュリティ対策を確実に実施することに対する責任を、お客様が単独で負うことを認識します。また、お客様は、お客様のコンテンツを APEX サービスにアップロードしたとしても、お客様が自己の機密情報を Dell に開示したことにはならないことを認識します。

11.2 **データ処理** : Dell の [APEX データ処理に関する付録](#) (サブスクリプション期間中のすべての更新事項を含みます) (以下「ADPA」といいます) には、お客様が APEX サービスまたは該当する関連サービスの一環として Dell に提供される可能性がある個人データの処理および管理に対する、両当事者のそれぞれの役割が記載されています。Dell は、本契約、ADPA および提供サービス説明書に明記されているとおり、APEX サービスまたは該当する関連サービスに関連するデータ処理活動に関して、権限を有するお客様のデータ処理者として行動するものとします。お客様は、お客様の従業員もしくはエンド ユーザーまたはその両者に対して必要な法的通知をする責任、およびお客様による個人データの利用、収集、開示、共有、越境転送、処理に関連し、法律が義務付けている同意を取得する責任を負います。

11.3 **開示要求** : 行政機関または裁判所が Dell にお客様のコンテンツを開示するよう要求した場合、適用法が禁じていない限り、Dell はお客様に通知し、かかる要求の写しを実務上可能な限りすみやかに提供するものとします。Dell は、お客様が要求した場合、お客様が費用を負担することを条件として、開示要求を争うための合理的な措置を講じるものとします。

12. **機密保持** :

12.1 **範囲** : 本契約に関連して一方の当事者が相手方当事者に開示した情報が「機密」またはこれに類似する指定情報として表示または識別されている場合、または受領者が当該情報を機密として合理的に認識すべき場合、当該情報は「**機密情報**」として取り扱われるものとします。機密情報に、(a) 開示者から機密保持義務が従前に課されずに受領者が正当に保持していた情報、(b) 公知である情報、(c) 機密保持の制限を課すことなく第三者が受領者に正当に提供した情報、(d) 開示者の機密情報を参照することなく受領者 (その関係会社を含みます) が独自に開発した情報は含まれません。

12.2 **保護** : 受領者は (a) 本契約で企図されている目的のためにのみ、開示者の機密情報を使用するものとし、(b) (i) 開示者の製品およびサービス (APEX サービスを含みます) に関する技術情報、ならびに未発売の製品およびサービスに関する情報については、無期限に、(ii) その他のすべての機密情報については、受領日から 3 年間にわたり、第三者への不正開示から機密情報を保護するものとします。本条項に基づく義務は、本契約の解除後も存続するものとします。

12.3 **例外** : いずれの当事者も (a) 関係会社、または APEX サービスまたは関連サービスを提供するために Dell が業務を委託する再委託先もしくはサプライヤーに対し、(それぞれが前述の規定を遵守することを条件として) 機密情報を開示することができ、(b) 行政機関または裁判所が機密情報の開示を要求した場合に、(開示者がかかる開示を争うこと、または保護命令を求めることができるように、法律が認めている場合において、受領者が開示者に合理的な通知をすることを条件として) 機密情報を開示することができます。

12.4 **フィードバック** : お客様がトライアル サービス、APEX サービスまたは関連サービスに関連して Dell に提供したあらゆるフィードバック、改良に関する要望、改善案、提案 (以下総称して「**フィードバック**」) は、Dell の機密情報になります。お客様は、Dell がお客様から制限を受けることなく、また、お客様に報酬を支払うことなく、フィードバックを利用できることに同意し、お客様はフィードバックに関わるすべての権利を Dell に譲渡します。

13. **モニタリング** : Dell は、APEX サービスをモニタリングし、提供サービス説明書に詳細に定められているとおりのお客様による APEX サービスの利用に関連するテレメトリー データを収集します。

14. **賠償責任の制限** :

14.1 **損害賠償金の上限** : 本契約に基づいて生じたすべての紛争に関して各当事者 (Dell のサプライヤーおよび Dell の関係会社を含みます) が負う賠償責任の上限は、(a) \$50,000 (または現地通貨建てでこれに相当する金額)、または (b) 紛争を引き起こした事由が生じた時点までの直近 12 か月間にお客様が APEX サービスおよび関連サービスに関して Dell に支払った金額のうち、いずれか高い方の金額に制限されます。この制限は、本契約に定める限定的救済がその本質的な目的を果たせなかったと判断された場合であっても適用されます。また、いずれの当事者も、特別損害、派生的損害、懲罰的損害、付随的損害および間接損害、ならびに逸失利益、収益の喪失、データの喪失、データの破損、利用不能、代替製品または代替サービスの調達不能について、責任があると主張されている当事者がかかる損害が生じる可能性があることを知っていた場合であっても、相手方当事者に対して責任を負わないものとします。前述の制限および除外事由は、(i) APEX サービスおよび関連サービスに関するお客様の支払い義務、(ii) APEX システムの破損または喪失に対するお客様の賠償義務、(iii) APEX サービスの利用上の制限に対するお客様の違反、(iv) 本契約における当事者の補償義務、(v) 一方の当事者による相手方当事者の知的財産権の侵害または不正利用、および (vi) 適用法が禁じている状況には適用されません。Dell (および Dell のサプライヤーおよび Dell の関係会社) は、サードパーティー製品、またはフリー

ソフトウェアもしくは開発ツール（いずれも EULA に定義）をお客様が使用したこと、またはこれらの使用を試みたことに起因する損害に対する責任を一切負いません。

14.2 **防止および軽減**：お客様のコンテンツに対する責任はお客様のみが負います。お客様は、お客様の事業におけるお客様のコンテンツの重要性およびデータ保護要件（事業復旧計画を含みます）に応じて、お客様が損害を防止および軽減できるようにする IT アーキテクチャおよびプロセスを導入するものとします。お客様は、(a) 定期的な（少なくとも 1 日 1 回の）バックアッププロセスを設け、Dell が APEX サービスまたはお客様の IT システムに関する修復、アップグレードまたはその他の作業を行う前に関連データをバックアップし、(b) APEX サービスを含め、お客様の IT 環境の可用性およびパフォーマンスを監視し、(c) Dell から、または APEX サービスの通知機能を通じて受信したメッセージおよび警告にすみやかに応じ、特定した問題がある場合には Dell にただちに報告するものとします。お客様のコンテンツが喪失したことに対する責任が Dell にある範囲において、Dell は、お客様が最後に作成した利用可能なバックアップから、喪失したお客様のコンテンツを復旧するための商業的に合理的かつ慣例的な努力を尽くす際の費用のみを負担するものとします。

14.3 **期間制限**：本条に定めているものを除き、請求はすべて適用法が定めている期間内に行う必要があります。両当事者が法定の出訴期限よりも短い期限を定めることを法律が認めている場合、または法律がいかなる出訴期限も定めていない場合、請求は、紛争を引き起こした事由の発生後 18 か月以内に行われなければなりません。

15. **補償**：

15.1 **お客様による補償**：パート A 本第 15 条（補償）の他の規定に従うことを条件として、お客様は、(a) 第三者請求について Dell を防御し、(b) (i) 第三者請求の結果として生じた範囲において、管轄裁判所が Dell に対して最終的に裁定した費用および損害賠償金、または (ii) お客様が交渉して承諾した和解の書面に記載された金額を支払うことにより、Dell を補償するものとします。第三者請求に関する和解により Dell が責任を自認したり、金銭の支払いを行ったり、重大な義務を引き受けたりすることが義務付けられる場合、または当該和解によって APEX サービス、関連サービスもしくは Dell の業務慣行もしくはポリシーに影響が及ぶと考えられる場合に、お客様は、事前に Dell から書面による同意を得ずに、当該和解を行うことができません。

15.2 **Dell による補償**：パート A 本第 15 条（補償）の他の規定に従うことを条件として、Dell は、(a) お客様が本契約に従って利用した APEX サービスが、Dell にお客様が APEX サービスを注文した国において行使可能な第三者の特許、著作権、または営業秘密を侵害していると主張する請求を当該第三者が申し立てた範囲において、かかる請求についてお客様を防御し（本条では、かかる請求を「**Dell 補償対象請求**」といいます）、(b) (i) Dell 補償対象請求に起因して生じた範囲において、管轄裁判所がお客様に対して最終的に裁定した費用および損害賠償金、または (ii) Dell が交渉して承諾した和解の書面に記載された金額を支払うことにより、お客様を補償するものとします。また、APEX サービスが Dell 補償対象請求の対象になった場合、またはそのようになる可能性が高いと Dell が判断した場合に、Dell は、自己の選択により、(1) 影響を受けた APEX サービスを修正すること、もしくは侵害していない代替サービスに差し替えること、または (2) APEX サービスの提供を終了し、かかる終了の結果として提供されないことになった分の APEX サービスについてお客様が Dell に事前に支払った料金を返金することがあります。Dell は、本契約に定めるとおり修正、交換、または終了した APEX サービスをお客様が引き続き利用したために生じた請求および損害に対する責任を負わないものとします。法律に別段の規定がある場合を除き、パート A 本第 15.2 条（Dell による補償）は、APEX サービスに関する Dell 補償対象請求におけるお客様の排他的な救済を定めています。本契約またはその他の合意書面に含まれるいかなる規定も、これを上回る補償を Dell がお客様に提供することを義務付けるものではないものとします。

15.3 **制限**：Dell は、(a) お客様が本契約に対する重大な違反をしている場合、または (b) (i) Dell ブランドではない他の製品、サービス、品目、またはテクノロジー（サードパーティー製品およびオープン ソース ソフトウェアを含みます）と APEX サービスを組み合わせたこと、またはこれらのいずれかとともに APEX サービスを運用もしくは利用したこと、(ii) お客様のコンテンツ、サードパーティー製品、トライアル サービス、または無償で提供される APEX サービス、(iii) APEX サービスの設計時に意図していない目的もしくは方法で利用したこと、または Dell 補償対象請求が生じる可能性もしくは係争中の Dell 補償対象請求を理由にそのような利用を中止するよう Dell がお客様に通知した後も利用したこと、(iv) Dell または Dell の認定代理店以外の者が行った APEX サービスの修正または設定のカスタマイズ、(v) お客様の指示、設計、仕様、またはお客様が提供したその他の情報に基づいて Dell が行った APEX サービスの修正または設定のカスタマイズ、(vi) Dell が提供している APEX サービスのアップグレードまたはより新しいバージョンによって侵害を避けることができたであろう場合に、古いバージョンの APEX サービスを利用したこと、(vii) お客様が提供するサービス（お客様がそのサービスまたはお客様のコンテンツから得る収益または価値に基づいて損害賠償を求める Dell 補償対象請求を含みます）、または (viii) お客様または第三者が APEX サービス上に記録した、または APEX サービスに関連して利用したデータまたは情報に起因して生じた Dell 補償対象請求について、パート A 本第 15.2 条（Dell による補償）に基づく責任を一切負わないものとします。

15.4 **相互の補償**：高リスク活動に関する制限をお客様が遵守しなかったことに起因して請求が生じた範囲を除き、各当事者は、死亡を含む人身傷害を理由とする第三者の請求または訴訟について、補償当事者が本契約に基づく自己の義務を履行する過程における補償当事者の重過失または故意の違法行為に直接起因して、かかる人身傷害が生じた範囲に限り、相手方当事者を防御および補償するものとします。

15.5 **補償プロセス**：本契約に基づく各当事者の防御義務および補償義務は、相手方当事者が (a) 補償当事者に対し補償対象請求をすみやかに書面で通知するとともに、損害を軽減するための合理的な措置を講じたこと、(b) 補償対象請求の防御および解決を管理する独占的な権利を補償当事者に付与したこと、ならびに (c) 補償対象請求の防御および解決において、また損害の軽減において補償当事者に協力したことを条件として発生します。パート A 本第 15.5 条（補償プロセス）における「補償対象請求」とは、パート A 第 15 条（補償）に基づき当事者が補償するすべての請求のことをいいます。パート A 本第 15 条（補償）に基づいて両当事者がそれぞれ有する補償対象請求に関する権利は、コモンロー上もしくは制定法上の補償権またはこれに類似する権利に代わるものであり、各当事者は、適用法が認めている場合に、かかるコモンロー上または制定法上の権利を放棄します。

16. **一般条項**：

16.1 **準拠法、裁判管轄地**：本契約、および本契約もしくは APEX サービスまたはその両方に関連するすべての紛争の準拠法は、法の抵触に関する原則にかかわらず、日本法とします。また、いかなる紛争についても東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。いかなる場合でも、本契約および紛争には、国際物品売買契約に関する国際連合条約、および統一コンピューター情報取引法を適用しないものとします。

16.2 **取引上の法令遵守**：お客様は、米国、欧州連合およびその他の適用される法域の輸出管理および経済制裁に関する法律（以下総称して「適用輸出管理法」といいます）の適用を受け、これを遵守する責任を負うものとします。APEX サービス、関連サービスおよびその他のサービスは、本契約に基づくお客様の承認された使用のためのものであり、適用輸出管理法に準拠する場合を除き、使用、販売、リース、輸出、輸入、再輸出又は移転することができません。お客様は、適用輸出管理法の下で経済制裁の対象またはターゲットとなっている国または地域に所在していないことを表明し、保証するものとします。地理的制限および適用輸出管理法の遵守に関する詳細については、[Dell の輸出管理コンプライアンス](#)をご覧ください。

16.3 **独立した契約当事者、第三者の権利**：両当事者は、本契約に基づくすべての目的において独立した契約当事者であり、事前に書面による承諾を得ずに、相手方当事者に義務を課すことができません。両当事者は、何らかの目的で、いずれかの当事者が相手方当事者の代理人または代表者として行動すること、および両当事者が合併会社またはパートナーとして行為することを許可する規定を本契約において想定していません。いずれの当事者も相手方当事者の作為および不作為に対する責任を負いません。本契約において、何らかの法律に基づく第三受益者は存在しません。

16.4 **不可抗力**：料金の支払い義務を除き、いずれの当事者も、自己の合理的な管理が及ばない事情により、履行遅滞が生じた場合、または実務上、履行不可能になった場合、または履行不能に陥った場合には（いずれも期間は問いません）、かかる自己の義務の不履行に対する責任を負わないものとします。遅滞または不履行が 30 日を超えて継続する場合、相手方当事者は、遅滞している当事者に書面で通知することにより、該当する APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方の全部または一部の提供または利用をただちに終了することができます。

16.5 **譲渡および再委託**：いずれの当事者も、事前に相手方当事者から書面による同意を得ずに、本契約、ならびに権利および義務を譲渡、移転および更改せず、本契約の履行を委任しないものとします。なお、かかる同意を不当に差し控えてはならないものとします。前述の規定にかかわらず、(a) Dell は、自己の義務を履行するために、関係会社または他の適格な再委託先に業務を委託することができます（ただし、これらの者による履行に対する責任を Dell が引き続き負うことを条件とします）、また (b) Dell は、お客様の同意を得ずに、APEX サービスおよび関連サービスに起因して生じた支払いに対する権利を譲渡することができます。

16.6 **権利放棄および可分性**：本契約のいずれかの規定を執行しなかったとしても、当該規定および本契約のその他の規定を放棄したことはならないものとします。本契約の一部が執行不能とされた場合であっても、残りの規定の有効性に影響が及ばないものとします。

16.7 **通知**：両当事者は、本契約に基づくすべての通知を書面で行うものとします。お客様は、APEX サービスの請求書を発行する Dell の現地法人に対して、通知する必要があります。お客様は、APEX コンソールを通じて、または本契約に定める別段の方法で Dell からの通知を受け取ることに同意します。

16.8 **言及**：お客様は、お客様の機密情報が開示されないことを条件として、Dell が宣伝資料またはマーケティング資料においてお客様を APEX サービスおよび関連サービスの顧客として特定することに同意します。

16.9 **完全合意、矛盾および優先順位、修正**：(a) AUP、(b) ADPA、(c) AISMA、(d) 提供サービス説明書、および (e) 注文書は、それぞれ本契約の一部です。矛盾がある場合、(i) 提供サービス説明書（およびこれに組み込まれたすべての文書）、(ii) 本契約、(iii) AUP、(iv) ADPA、(v) AISMA、(vi) 注文書、の順で優先するものとします。お客様は、本契約を読み、理解し、本契約の条件に拘束されることに同意したこと、および本契約が、今回お客様が購入する APEX サービスおよび関連サービスに関するお客様および Dell 間の合意事項を完全かつ排他的に示したものであることを認識します。従前の表明事項、協議事項、および書面はすべて本契約に取って代われ、両当事者はこれらに依拠することを否認します。本契約においてハイパーリンクにより参照されているすべてのコンテンツは完全に本契約に組み込まれます。お客様の要求に応じて、Dell は当該コンテンツのハードコピーをお客様に提供します。お客様の購入注文書または Dell が発行および署名していないその他の文書にあらかじめ印字されている条件は、APEX サービスおよび関連サービスに適用されません。お客様は、本契約を承諾するにあたり、本契約に記載されていない表明および言明に依拠しなかったことを表明します。本契約は、両当事者が署名した書面によるものである場合に限り、修正することができます。ただし、Dell は、自己の単独の裁量により、AUP、AISMA、および ADPA をいつでも更新することができます。Dell は、かかる更新によってパート A 第 3.2 条（重要な修正）における重要な修正が生じる場合、書面で通知するものとします。

16.10 反社会的勢力の排除：

- A. 両当事者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「**反社会的勢力**」といいます）ではないこと。
 2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 4. APEX システム・APEX サービスの引き渡し又は提供、及び APEX システム・APEX サービスにかかる代金の全額の支払いのいずれかが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - a) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - b) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- B. 当事者の一方について次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。
1. 第 16.10 条 A 項 1 号又は 2 号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 2. 第 16.10 条 A 項 3 号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 3. 第 16.10 条 A 項 4 号の確約に反した行為をした場合
- C. お客様は、Dell に対し、自ら又は第三者をして APEX システム又は APEX サービスを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約します。
- D. Dell は、お客様が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。
- E. 第 16.10 条 B 項又は第 D 項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

パート B：特定のデル・テクノロジーズ パートナーに適用される条件

1. **クラウドサービスプロバイダーであるパートナー**：パート A 第 2.4 条（APEX サービスおよび関連サービスの利用および所有権）および EULA の規定にかかわらず、お客様がデル・テクノロジーズ パートナー プログラムにおいて良好な状態を維持しているクラウド サービス プロバイダーパートナーである場合、提供サービス説明書に別段の定めのない限り、お客様は、サブスクリプション期間中に、お客様のエンドユーザーにサービスを提供するために APEX サービスおよび関連サービス（Dell がライセンスを付与する本ソフトウェアを含みます）を利用する権利を有するものとします。この利用権は、APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方上に保管されている、または APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方によって管理されている、または APEX サービスもしくは関連サービス、またはその両方を通じてアク



セスするエンド ユーザーの情報、データ、および記録を利用、処理、操作するためにのみ本ソフトウェアを使用するための、非独占的かつ譲渡不能な権利になります。